

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センターデジタル推進委員会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センターデジタル推進委員会という。

(位置付)

第2条 この委員会は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター総務部会に属する専門委員会とする。

(目的)

第3条 この委員会は、デジタル化を推進することによって会員と事務局の情報交流を迅速にし、業務効率と利便性の向上を図るとともに、会員同士の情報交流を深め、会員の活動の活性化を目指す。

(事業)

第4条 この委員会は、前条の目的を達成するために、会員のスマホ等のデジタル機器を有効に活用できるように支援するプログラムを実行する。

第2章 組織

(委員の範囲)

第5条 この委員会の委員は、理事会が任命した理事と総務部会が推薦し理事会が承認した委員から構成する。理事会で承認した委員には、委嘱状を出す。

(委員長を選任)

第6条 理事委員の中から互選で委員長を選出する。

第3章 会計

(予算執行)

第7条 この委員会に関する費用は次の通りとする。

- (1) イベントに係る費用は、総務部会で賄う。
- (2) 幹事となる理事の活動に対して、総務部会として役員報酬を支給する。

附則

この規程は令和6年3月15日から施行する。